	名称	<u>事業に関するもの(1〜80</u> _{概 要}	助成:補助金額等	対象者等	所得 制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	
社会福祉課	とねぎらい事 業(三世代同 居推進事業)		(1)宿泊・飲食料金(各種税含む)が対象 (2)利用額が1万円に満たない場合実費額	三世代家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。) (2)満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える者・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se	砺波市高齢者 ちょっとねぎらい 事業補助金交付要 綱
高齢介護課	事業(三世代 同居推進事 業)	三世代同居世帯の65歳以上の要介護者 (要介護認定4又は5)に対し、ショート ステイの利用料(短期入所生活介護)の自 己負担額(食費、滞在費、日常生活費を 除く)に相当する額について助成し、家 庭内における介護者の心身の疲労軽減、 要介護者の在宅生活の継続を促進するも の。	用料(短期入所生活介護)の自己負担額 (食費、滞在費、日常生活費を除く) に相当する額 (2)ショートステイ利用1回につき原則2 泊3日以内とし、年間6回まで。	(1)三世代同居をしている者(当該三世代家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。)	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2405p/	
市民生活課	定住引越し支	夫婦及び二世代世帯、Uターンする単身 世帯が引越して、新たに三世代同居又は 近居する場合に、運送業者に支払う引越 し経費を助成するもの。	運送業者に支払いをした引越し経費	新たに三世代家庭になるため、引越を行う者で、次の要件をすべて満たすもの。 (既に三世代となっている世帯に、新たな世帯員が加わる場合は対対をらない。) (1)当該三世代家庭の全員が、市内に住所を有すること。 (2)三世代家庭の全員が、市税等を満納していないこと。 (3)三世代家庭の全員が、適去にていないこと。 (4)県外及び市外からの転入の場以による補助金の交付を受けていない。と。 (4)県外及び市外からの転入1年いこと。 (5)当該補助金の交付決定後、3年以上と。	無	https://www.city _tonami.lg.jp/se rvice/2775p/	砺波市移住・定住 引越し支援事業補 助金交付要綱
市民生活課	家利活用補助 金(三世代同 居推進事業)		(1)空き家を購入し改修する場合	(3) 三世代の場合は、同居・近居すること。 (4) 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。	.tonami.lg.jp/srvice/77804p/	· corrainiri igi jp/ co	
			・家賃月額の1/2(限度額1万円)、交付期間は3年間	る者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。			
			●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸(提供)するために改修する場合 改修等経費の1/2(限度額20万円)	空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たす者(1)原則、市内業者による主要構造物の改修等(2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。(3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。(4)市税等の滞納がない。			

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得 制限	補助金等に関して公 表している市のウェ ブサイト・アドレス	根拠法令 · 要綱等
都市整備課			【新築】 三世代間居 107.3(と本み)万円 20 基準代同居 107.3(と事の1/20 基準代額 107.3(と事の1/20 基準代額 50万円 対象工事の1/20 上本 第 50万円 第 50万円 第 50万円 第 50万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100元目 1	・住宅の新築工事(建売住宅又は中古住宅の購入を含む)・既存住宅の増改築工事(リフォーム含む)とちらかの工事で(1)~(9)の条件を満たすもの(1)工事完了後、三世代同居・近居である(2)三世代家庭のいずれかが所有する住宅(3)対象工事が50万円(税込)以上の工事(4)三世代家庭の看別金の交付を受けていない(5)三世代家庭に属する者では、30分割を受けていない(5)三世代家庭に属する者では、30分割を受けていない(5)三世代家庭に属する者では、30分割を受けているが、30分割を受けているが、30分割を受けたのでは、30分割を受けたといるでは、40分割を受けたといるでは、40分割を受けたといるでは、40分割を受けたといるでは、40分割を受けたといるでは、40分割を受けた者を除く(8)住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く(8)住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く	無 無	https://www.city	砺波市三世代宅 主性住宅交付 市居金 文付 表 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
こども課	応援給付金	三世代同居(近居)の孫世代の子どもを0歳から2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈するもの。	り最大10万円 入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす場合 子ども1人当たり10万円	4月1日時点で満3歳に達しており、次の条件を満たす子どもの保護者(1)市内に住所を有する者(2)これまでに保育所等を利用していない者(広域入所での利用を除く)(3)これまでに広域入所で市外の保育所等を利用していない者(4)三世代家庭に属している者(5)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2419p/	砺波市三世代子育 て応援給付金交付 要綱
生涯学習・スポーツ課	れあい事業補 助金 (三世 代同居推進	昔ながらの遊びや郷土料理等の伝承、スポーツやレクリエーション等を通して三世代交流を推進することを目的に、市内の自治会(常会又は町内会)その他の各種団体が実施する事業に要する経費に補助金を交付するもの。	補助限度額 2万円 (ただし、食糧費については、補助対	市内の自治会(常会又は町内会)や婦人会、児童クラブ、老人クラブなどの市民で組織し活動している団体	無	https://www.city .tonami.lg.jp/in fo/4230p/	砺波市三世代交流 ふれあい事業補助 金交付要綱